

公益社団法人全国有料老人ホーム協会 入居者生活保証制度加入審査等規程

A 総則

- 1 本規程は、公益社団法人全国有料老人ホーム協会（以下「本協会」という。）の定款第6条に規定する入居者生活保証制度（以下「制度」という。）の業務方法書（以下「業務方法書」という。）に基づき、制度への加入審査方法等について定めることを目的とする。
- 2 本規程は、制度に加入している正会員又は開設前会員（以下「制度加入者」という。）が新たに、有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅（以下「ホーム」という。）を本制度へ登録しようとする場合にも適用する。
- 3 制度加入者が営業権譲渡、会社分割等に伴い他の法人にホーム事業を譲渡し、事業承継法人が制度に加入する場合は、業務方法書及び本規程に従い制度への加入審査を行う。

B 加入申請

- 1 制度への加入申請者は、制度加入に当たって、本協会が定める様式の制度加入申請書に添えて、以下に掲げる書類を本協会に提出するものとする。ただし、正会員又は開設前会員の入会申し込みと同時に制度への加入申請を行う場合は、本協会が認める範囲において、書類の一部を省略することができる。

（１） 事業主体関係

- ① 法人定款
- ② 法人登記簿謄本
- ③ 役員経歴書
- ④ 直近3期の財務諸表（貸借対照表、損益計算書、財産目録、株主資本等変動計算書、附属明細書、勘定科目明細書）
- ⑤ 事業計画の改善計画書（本協会が必要と認める場合）
- ⑥ 中期事業収支計画（本協会が必要と認める場合）
- ⑦ 金融機関別取引状況書
- ⑧ その他、本協会が求める書類

（２） 事業関係

- ① ホームの届出又は登録に当たって地方公共団体へ提出する書類一式の写し
 - ② 前払金その他諸費用の算定根拠に係る資料
 - ③ 事業計画書（本協会が定める様式の費用部門別の長期資金収支計画書及び長期損益計画書）
 - ④ その他、本協会が求める書類
- 2 制度への加入申請者は、制度加入前又は加入後に、ホームの設備及び運営に関する本協会の現地確認を受けるものとする。

C 審査基準

入居者生活保証制度加入審査委員会（以下「審査委員会」という。）は、以下の審査基準に基づき審査を行う。

（１） 事業主体関係

- ① 都道府県等が定める有料老人ホーム設置運営指導指針（以下「指針」という。）、又はサービス付き高齢者向け住宅登録基準の、事業主体に関する事項を遵守していること。
- ② 直近3期の決算状況が妥当であること。
- ③ 事業計画の改善計画書（本協会が必要と認め提出を求めた場合）が妥当であること。

- ④ 中期事業収支計画（本協会が必要と認め提出を求めた場合）が妥当であること。
- ⑤ 金融機関との取引状況が妥当であること。
- ⑥ 事業主体の総合信用力が妥当であること。なお、審査委員会は、必要に応じて事業主体の総合的信用力に関して、外部の専門機関に加入申請に当たり提出された書類等の分析を委託すること、又は地方公共団体の意見を参考にすることができる。
- ⑦ 事業主体の役員（当該事業主体の業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該事業主体に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）との面談により、経営姿勢等が妥当であること。
- ⑧ その他、理事会、審査委員会の審査意見に従うこと。

（２） 事業関係

- ① 事業計画書が妥当であること。特に家賃、管理費、食費、その他サービス費用等の諸費用が、合理的算定根拠を有し、費用部門ごとの資金収支等が妥当であること。
- ② 有料老人ホームの場合は、入居契約書等の書類が本協会作成の標準入居契約書等を参考として作成されており、その内容が妥当であること。特に消費者保護に係る規定（住み替え手続き、事業主体からの契約解除、契約解除の予告期間、返還金の考え方等）については、標準入居契約書等に準拠していること。
- ③ サービス付き高齢者向け住宅の場合は、国土交通省が定める契約書等の様式に準拠していること。
- ④ 契約関係書類を含む表示物において、不当景品類及び不当表示防止法、消費者契約法を遵守していること。
- ⑤ その他、理事会、審査委員会の審査意見に従うこと。

D 審査結果

- 1 審査委員会の決定は、承認妥当又は却下妥当の２種類とし、それぞれについて以下の手続きをとるものとする。
 - ① 承認妥当とする場合は、理事会に審査結果を報告する。
 - ② 却下妥当とする場合は、理事会に却下の理由を付して審査結果を報告する。
- 2 前項にかかわらず継続審査とした場合、審査委員会は、その理由を示して制度への加入申請者に書類の修正等を求めることができる。

E 審査料

- 1 正会員又は開設前会員が、初めて制度への加入審査を受け、理事会に承認された場合、審査料として 300,000 円を支払う。ただし、平成 25 年 3 月 31 日までに入会審査を受け入会金を収めている会員が、初めて制度への加入審査を受け理事会に承認された場合の審査料は 100,000 円とする。
- 2 制度加入者が、新たにホームの登録審査を受け、理事会に承認された場合、審査料として 100,000 円を支払う。
- 3 納入期限は、理事会の承認日の属する月の翌月の応当日までとする。

F 制度加入後の取扱い

- 1 制度加入者は、毎年、本協会に対して財務諸表（本協会が求める内容・様式の財務諸表）を決算後4か月以内に提出しなければならない。
- 2 審査委員会は、前項の財務諸表等をもとに制度加入者が業務方法書第14条第1項各号に定める事態を生じさせる可能性を審査し、理事会にその結果を報告する。
- 3 審査委員会は、制度加入者が本協会の会費の納入を6か月分以上怠った場合、業務方法書第14条第1項各号に定める事態を生じさせる可能性を審査し、理事会にその結果を報告する。
- 4 制度加入者は、主要株主の交代等により実質的な法人の変更が発生した場合、変更届その他本協会が求める書類を提出し、審査委員会は、C（審査基準）に定める基準に基づき当該法人の経営上のリスクの増加の有無等を審査し、審査結果を理事会に報告する。
- 5 制度加入者は、本制度に登録したホームの土地、建物及び設備の概要や、前払金その他諸費用の額等に変更が発生した場合、変更届その他本協会が求める書類を提出し、その変更事項が加入審査時の申請事項と重大な変更があると本協会が認めたときは、審査委員会は、C（審査基準）に定める基準に基づき審査し、審査結果を理事会に報告する。
- 6 理事会は、前3項の審査結果の報告に基づき、制度利用の継続あるいは制限、制度への新規入居者の登録停止等を決議する。
- 7 前項の理事会の決議が行われるまでの間、理事長はホームの新規制度登録申請の受付停止、新規入居者の登録停止等の必要な暫定措置をとることができる。
- 8 前項の場合、理事長は審査委員会及び理事会の承認を得るものとする。ただし、事後承認とすることを妨げない。
- 9 本制度に登録後のホームが、介護保険の事業者指定に関連してその定員の一部を分離し、地方公共団体に新たに届出または登録を行った場合には、審査委員会での審査結果の理事会への報告をもってそのホームを本制度に登録することができる。

G 規程の改廃

本規程の改廃は、理事会において行う。

附則

- 1 本規程は、公益社団法人全国有料老人ホーム本協会の設立の登記の日（平成25年4月1日）から施行する。
- 2 本規程の改正は、平成26年10月16日から施行する。
- 3 本規程の改正は、平成27年4月1日から施行する。
- 4 本規程の改正は、平成29年2月16日から施行する。
- 5 本規程の改正は、平成29年12月14日から施行する。
- 6 本規程の改正は、令和元年12月19日から施行する。